



受け皿として空き家の活用や、
低所得者向け施設の整備を進める

特別養護老人ホーム（特養）への入居を「要介護3以上」に限定する改革案をめぐり、厚生労働省は30日、認知症など一定の条件を満たす場合は、比較的軽度の「要介護1～2」でも例外的に入居を認める方針を示した。利用者や地域の事情に合わせ、柔軟に対応できるようにするねらいだ。

特養には約50万人が入居するが、大都市を中心施設が不足している。入居希望がかなわない人は2009年時点で約40万人で、このうち中・重度の「要介護3～5」が約12万人いる。厚労省は9月、15年度以降は新たに入居できる人を原

則、「要介護3～5に限る方針」を社会保障審議会の部会に示した。しかし、「要介護1～2でも認知症などで自宅で暮らせない人もいる」との慎重論が出た。これを受けて厚労省は30日の部会で、特養以外での生活が難しい場合は、各施設の判断で要介護1～2の新規入居は認めず（例外あり）

特別養護老人ホーム（特養）への入居を「要介護3以上」に限定する改革案をめぐり、厚生労働省は30日、認知症など一定の条件を満たす場合は、比較的軽度の「要介護1～2」でも例外的に入居を認める方針を示した。利用者や地域の事情に合わせ、柔軟に対応できるようにするねらいだ。

認知症患者など対象

一方、この日は「要介護」より軽い「要支援」におけるサービスを15年度から市町村の事業に段階的に移す改革案も議論。厚労省は新たに、移管後に事業費を抑える案を示した。

要支援向けサービスの費用総額は、今のままだと毎年5～6%増え続ける見通し。これを移管後に75歳以上の「後期高齢者」の人数の伸び率（3～4%）に抑える。これにより25年度時点で年間の事業費が約1600億円圧縮できるといふ。ただ委員からは「サービスを受けられなくなる人が出る」といった批判が立った。

（有近隆史）

特養入居制限に例外

厚労省方針